

くさしぎ便り No.19

プラットホームだより

くさしぎ・草の根市議と市政を考える会 2019年1月発行 e-mail kusasigi@nifty.com
ホームページは「辻よし子と歩む会」で検索してください。

公園はだれもが利用できる場です。砂場や滑り台で子どもが遊んでいたりと、大人たちが立ち話に興じていたり…。でもみんなが利用できるだけに、利用者同士、利用者と近隣住民でトラブルになることも。だれもが気持ちよく公園を使うには、どうしたらいい？ 市の管理課管理係の方に現状を伺い、皆で話しました。

第6回 市民のプラットホーム

2019年1月28日(月)16時～18時

ルピア産業情報室

公園って、誰のもの？



～ みんなが気持ちよく使うために ～



お話(市の出前講座)

あきる野市都市整備部管理課 の皆さん

公園の管理は都市整備部

管理課が担当しています。

公園の管理は都市整備部管理課が行っています。管理課は管理係と下水道係に分かれており、公園の管理は管理係が担当しています。管理係は、公園管理のほかに市道の管理や河川法によらない水路・普通河川の管理等も行っており、それらの施設を利用している市民や業者の苦情や要望、相談の窓口になっています。

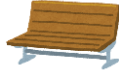
公園の苦情や要望で多いのは、落ち葉を清掃してほしいとか、除草の要望、また利用方法についても苦情や要望をいただきます。

私たちも広報などを通じて、公園の利用に関して様々なお願いをしておりますが、同時に市が推進している「市民と協働の町づくり」に則り、市民とともに「きれいな町づくり」、「地域の美化」を実現していきたいと考えておりますので、ご協力の程お願いしたいと思います。

現在、市は、市と市民が契約を交わして活動する「アダプト制度」という制度を採り入れて、市民の方々に道路や水路、公園の清掃や植栽などの活動を行っていただいています。「アダプト」というのは養子縁組という意味です。市民の皆さんに里親になってもらって愛情と責

任をもって美化活動をしていただき、市がそれを支援していく形です。

公園と言ってもさまざま



公園は大別すると、「自然公園法」に基づく「自然公園」と、「都市公園法」に基づく「都市公園」に分けられます。

「自然公園」は自然をそのまま楽しむ公園で国立公園や国定公園、都道府県自然公園などがそれにあたります。日常的に私たちが利用したり、目にしたりする公園は「都市公園」です。あきる野市内には32カ所あります。

また、都市公園の中にもいくつか種類があり、そのひとつが「街区公園」で、楽しく遊ぶ遊具や走り回れる広場がある公園のことを言います。市内の都市公園32カ所のうち29カ所が「街区公園」になります。二つ目は「近隣公園」、散歩できる緑が多い公園で、市内では小峰台公園、高尾公園の2カ所が「近隣公園」となります。三つ目は「地区公園」、いろんなレクリエーションで利用できる地域のシンボリックな公園です。四つ目は「総合公園」、休息、散歩、運動など様々な用途で利用できる公園で、市内では草花公園が該当します。五つ目は「運動公園」、都立ですが、市内の秋留台公園がそれにあたります。

公園の役割と管理



では、公園の役割とは何でしょう。

- ①自然保護、②市民の憩いの場、③健康増進、④災害時の避難場所、⑤子どもたちの遊び場などがその役割と言えます。

実は、市が管理している公園はこれまでお話しした32カ所の都市公園のほかにも、「あきる

野市公園条例」に基づいて管理している公園が37カ所あります。その他に市の管理ではなく、町内会・自治会が管理している「民間遊び場」と呼ばれる公園が51カ所あります。それらを合計した120公園（都立公園を加えると122公園）が、市内の公園総数になります。

つぎに、公園の管理ですが、まず一番気になる遊具の点検はシルバー人材センターに依頼して、月に2回実施しています。樹木の剪定と草刈りは専門業者に依頼していますが、草刈、低木刈込は、やはりシルバー人材センターにお願いして、早急にやってもらっています。

公園のパトロールもシルバー人材センターに依頼しています。何か異常があった時はすぐに報告をもらうようにして、また市民から要望があった時は、こちらからもすぐに伝えて現状を見てもらうなど連絡を密にしています。

ご存知のように、ルピア東側にある「秋留野広場」は夏休みの間、噴水を出しています。噴水装置の点検・修理は、専門業者に依頼しており、また水難事故がないように、監視員を毎年広報を通じて募集しています。

公園での休憩や、備えつけの遊具で遊ぶなどの普通の利用は「一般利用」と呼ばれ、利用申請は不要です。が、そのほかの利用の中には、たとえば、映画やドラマの撮影、夏祭りなどの町内会・自治会行事、グランドゴルフ（ゲートボール）など申請が必要な利用があり、「申請利用」と呼ばれています。

「楓ヶ原公園」などの広場がある公園は、ゲートボールの申請が多く出されますし、高尾公園、草花公園はドラマや映画撮影の申請がよく出される公園です。

公園でのボール遊び？

(表1)

あきる野市公園条例第6条の「禁止行為」

- ・市立公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・植物又は土石類を採取すること。
- ・動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・広告又は宣伝すること。
- ・立入禁止区域に立ち入ること。
- ・指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- ・上記のほか、市立公園の管理上支障がある行為をすること。

(図1)



たちができるものは自分たちですぐに対応するようにしています。よく「公園の木を、街路樹の枝おろしのよう、バツサリ切っしてほしい」という声がありますが、公園は憩いの場であり、自然を残す役割があるので、そういう剪定はできません。ご理解をお願いします。

また多く寄せられるボール遊びの苦情についてですが、「あきる野市公園条例」では、ボール遊びは一切禁止しておりません。公園の看板で「サッカーなど周囲に迷惑になるボール遊びはやめましょう」と記して注意を促しています。ルールやマナーを守って皆が気持ちよく使えるようにしていただきたいと思います。

質問コーナー

Q さくら公園では、ボール遊び禁止の貼り紙があり、子どもたちはボール遊びができない。

A さくら公園でボール遊びによる事故があり、以後注意を促す貼り紙をしている。公園に人がいるか、ボールは良く飛ぶものかなどを考えあわせ、ルールとマナーを守って遊んでほしい。ただそれを看板にどう書くかは難しい。禁止にしまうと、ただでさえ遊び場がない子どもたちの立場に立つとそれも問題だ。長く上

公園での禁止行為は、「あきる野市公園条例」第6条に規定しており(表1参照)、それをお読みなれば、どういう行為が禁止されているのか分かります。その中にある「市立公園の管理上支障がある行為」というのは何か、時々質問を受けます。たき火や花火など火を使う行為、オートバイの乗りまわしなどがそれに当たると考えています。その他、各公園に注意事項を書いた看板がありますので、それを守っていただきたいと思います。(図1参照)

公園の利用についての要望や苦情で多いのは、利用者からは「小さいお子さんが遊んでいるのにボール遊びをしていて危ない」とか、「バットを振り回している」、「草刈りをしてほしい」などです。また、公園の近所の方からは、「ボールが家や車に当たって困る」や、「公園の木の枝が敷地内に伸びてきているので切っほしい」、「危ない遊びをしているので注意してほしい」などの声をいただきます。

皆さまからの要望に対しては、草刈りについてはシルバーや業者に依頼する、ないしは自分

手に使っていくためには、学校、町内会、自治会、家庭でも話し合い、伝えてほしい。

Q 看板がある限り、子どもはボールで遊べない。むしろ具体的な苦情内容を出して、たとえば学校から話してもらえば、子どもは聴く。

A 「禁止」の看板があるところはずぐ撤去する。学校からは「他の利用者の迷惑になるボール遊びはやめましょう。」と言葉を選んで伝えてほしい。説明にもあったが、注意看板が統一されていないので、統一を図っていく。

Q 苦情が出された時の住民の様子は？

A 現場に行って直接、苦情者と話をする中で納得してもらえるように心がけている。

Q 一般的な公園ではなく、子どもたちが遊べるプレイパークの設置は？

A 現在、構想はない。たとえばバーベキュー設備など火が使える設備を設置するには予算も必要だし、近隣の住民への影響もある。時代の要請で必要になれば考える。

Q 墨田区の公園には、半分をボール遊び専用でネットを張り、半分は普通に使えるようにしている公園がある。そうした公園はどうか？

A 面積が足りない、予算も難しい。

♥ 出席者から出された意見 ♥

・公園近くに住んでいるが、ボールが飛んでくることがあった。硬球は禁止してはどうか。

・子どもは、自然に接するのが一番の楽しみ。一つぐらい原っぱだけの公園があってもいいのではないか。

おしゃべりコーナー

・さくら公園でボール遊びができると聞いて安心した。でも看板にはボール遊び禁止とある。

・トイレの屋根に上るなど危ない遊びを見る。

・公園の場所がないと言うが、土地はある。日の出イオンの前の敷地を公園にできたらいい。

・公園で運動施設の管理をしていた頃、夜、公園でたむろしバイクを乗り回す子がいた。注意したが、息抜きする場がないのだと思った。

・話し合っって気持ちよく使えるといい。

・公園は、本当の意味で子どもの遊び場ではないのではと思った。

・子どもは水、土、火が好きだ。あきる野市には可能性を持った土地がある。

・苦情があった時、市の係の人が現場に行って直接、話をしているというのはいいと思った。

・秋川高校跡地に公園を作ろうという運動をしたが、市は産業誘致の方針を変えなかった。

・神社の境内でゲートボールや子どもはボール遊びを割合自由にしている。本来の遊び場だ。

・子どもたちの遊び方を見ていると、何でも大人が用意しないとできなくなっている。

・市営住宅の跡地を公園にしてほしいという陳情が出たことがあるが、ニーズも少なく予算もないために、売られることになった。

・公園の迷惑行為は、状況によって異なる。

・保育園から広い園庭がなくなった。「迷惑をかける」という意識が、保育園児の時からつくられてしまっている。(了)

次回 第7回プラットフォーム

● テーマ

知っていますか？ **LGBT**

日時 4月26日(金)14~16時

場所 あきる野ルピア集会室

DVD 上映、市の担当者、当事者の話など盛りだくさんです。お待ちしております。